

未諮問基幹統計調査の確認審議について（案）

平成 30 年 1 月 18 日
基本計画部会**1. 5月の基本計画部会・横断的課題検討部会における整理**

未諮問基幹統計調査の審議については、「確認審議も可能な限り、第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で併せて行う」と整理された。

統計法施行状況に関する審議の進め方について（抜粋）

平成 29 年 5 月 30 日
基本計画部会
横断的課題検討部会**(2) 未諮問基幹統計調査の確認審議**

未諮問基幹統計の確認審議の本年度の対象は以下の4基幹統計調査となっているが、同確認審議も可能な限り、第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で併せて行うこととし、もしも審議されなかった場合は、第Ⅲ期基本計画の答申後に、改めて未諮問基幹統計として確認審議が必要かどうか判断する。

<未諮問基幹統計の確認審議対象予定>

- ・学校保健統計 [文部科学省]
- ・薬事工業生産動態統計 [厚生労働省] ※本年 10 月に調査変更の諮問予定
- ・石油製品需給動態統計 [経済産業省]
- ・船員労働統計 [国土交通省]

2. 4つの未諮問基幹統計の基本計画変更の審議での取扱い**(1) 学校保健統計**

国民生活・社会統計ワーキンググループで3度の審議を行い、基本計画の答申には以下のように記載されている。

基本計画答申（抜粋）

第2 公的統計の整備に関する事項

2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備

さらに、学校保健統計調査（基幹統計調査）については、報告者の負担抑制にも留意しつつ、基幹統計としての更なる有用性の向上を図るため、利活用の実態及び統計ニーズを踏まえて調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を精査するとともに、データの収集・保管等を含めた調査計画全般の改善を検討する。なお、検討に際しては、調査票情報等の提供にも留意する。

<別表>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備	◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策とユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。

(2) 薬事工業生産動態統計

10月に調査変更に伴う諮問がなされ、産業統計部会で3度審議が行われた。

(3) 石油製品需給動態統計

経済統計ワーキンググループで1度審議を行い、特に課題が認められないことから、基本計画の答申では取り上げられていない。

第3回経済統計ワーキンググループ 議事概要（抜粋）

(3) エネルギーに関する統計の確認審議（石油製品需給動態統計）

事務局、経済産業省から資料3-1、資料3-2に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・調査対象数が約290事業所とあるが、変更はあるのか。
- 石油製品製造業者や輸入事業者は経済産業省への登録・届出制であり、事業所の帳簿を管理している部署から情報を得ているため、新規参入、廃業、休業等あれば、調査対象の名簿を修正している。

《座長のまとめ》

- ・特段問題もなく、対象も全数把握しているため、次期基本計画へは盛り込まないこととする。

(4) 船員労働統計

国民生活・社会統計ワーキンググループで1度審議を行い、基本計画の答申には以下のように記載されている。

基本計画答申（抜粋）

第2 公的統計の整備に関する事項

2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

さらに、船員労働統計調査（基幹統計調査）については、平成29年度中に見直した第一号調査の標本設計における層別区分（用途別、総トン数別）を、平成30年度（2018年度）調査から適用する。また、船舶を単位とする現行の標本設計について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、早期に結論を得るとともに、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえ、基幹統計調査としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討する。

<別表>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度（2018年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	平成32年度（2020年度）までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、平成32年度（2020年度）までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。

3. 平成29年度に確認審議を行う予定であった4つの未諮問基幹統計の取扱い

平成29年度に確認審議を行う予定であった4つの基幹統計はいずれも、①基本計画変更の審議で取り上げられる、又は、②諮問がなされる、のいずれかの対応がとられており、課題の有無を含めた整理がなされていることから、未諮問基幹統計として改めて確認審議を行う必要はないものと判断する。